

豊前豊後国神社宝物古器古文書

取調から見た神官の動き

岡 部 光 瑞

はじめに

「古器旧物保存方」が、明治四年五月二三日に太政官第一二五一号で布告された。大分県も神社の宝物調査のため明治一二年六月二七日庶達第五四号社寺宝物古文書云々で郡役所・町村役所・祠官掌・寺院住職に対し通達を出している。

社寺宝物古文書等ハ永遠保存可致答ニ有之就イテハ今般内務省ヨリ達之次第有之候條管内県社以下神社並寺院共所蔵之宝物古器物古文書等別紙書式ニ照準取調本年七月中所管郡役所へ可差出郡役所ニ於テハ部内取纏メ篤ト調査ノ上添書ヲ以寺院ハ宗派分同八月限り当庁へ可届出此旨相達候事（以下略）⁽¹⁾

この時期は、明治維新直後の神仏分離政策による廃仏毀釈の行為により、歴史ある神社や寺院の仏像、古文書、建造物、美術品などの文化財が破壊されたり売られたりした。日本古

来の伝統文化が、軽視された時期でもあった。

このように文化財の散逸するのを防ぐために明治政府は、太政官布告を出して古器旧物の目録作りを始めた。

大分県が宝物について調査した明治一三年の報告書は、「豊前豊後国神社宝物古器古文書取調」と「宇佐・西寒多両神宮宝物目録」の二冊がある。

豊前豊後国神社宝物古器古文書取調には、県社以下一九三社の宝物が神社毎に記載されている。これら神社の神官の資格（肩書）は、祠掌教導職試補、祠官少講義、祠官中講義や旧祠掌権訓導などが見られる。また、一人の神官が郷社と村社の関係で兼ねるのではなく数箇所の神社を掛け持ちしていることが分かる。

ここでは、怕速見郡について見ると二五の神社が記載されている。その中で、祠官権少講義杉原勝定が五社を兼ねている、なぜ兼務しなければならないのか。また、いかなる役割を持つていたのかという問題を取り上げたいと考えている。

まず、明治維新当時の時代背景を述べながら問題を検討していきたい。

一 宝物調査の通達が出された背景

慶応四年三月一三日の太政官布告により、明治政府は、王政復古・祭政一致・神祇官の再興の方針（理念）が出され、全国の神社、神職が神祇官への付属となった。

この布告以降、同月一七日の神祇事務局より諸社への達で、諸国大小神社の社僧の復職令が出され、神主や社人となった。同月二八日の太政官布告による神仏分離令が出された。さらに四月二四日には、今まで仏像をご神体としていたのを禁止する菩薩号の廃止令が出され、八幡大神と唱えるよう通達が出された。神仏分離令と菩薩号の廃止令の二つの布告が廃仏毀釈運動の根拠となった。慶応四年三月二八日の神仏分離令が出されると、廃仏毀釈が起り各寺院や神社で社僧と社人との間で激しい争いが起きてきた。その理由として安丸良夫氏は、「神々の明治維新」で次のように述べている。「一般的にいつて、江戸時代の大きな神社には、社僧など僧侶身分のもの、社司・神主・禰宜・社人など神職身分のものがいたが、僧侶身分のものが上位にたち、神職身分のものはその願使に甘んじているのが通例だった。そして、江戸時代後期になると、神道思想や国体思想が勢力を強める中で、こうした状況に対する神職身分のものの不平が高まり、両者の軋轢

がしだいに強くなってきていた。」この様に、混乱の兆しが見え始めていた。

その争いについて次のような布告が出されているので引用する。⁽²⁾

慶応四年四月一〇日太政官第二二六号

諸国大小之神社中仏像ヲ以テ神体ト致シ又ハ本地抔ト唱へ仏像ヲ社前ニ掛或ハ罅口梵鐘仏具等差置候分ハ早々取除相改可申旨過日被 仰出候然ル処旧来社人僧侶不相善氷炭之如ク候ニ付今日ニ至リ社人共俄ニ威嚴ヲ得陽ニ御趣意ト称シ実ハ私憤ヲ齊シ候様之所業出来候テハ御政道ノ妨ヲ生シ候而巳ナラス紛擾ヲ引起可申ハ必然ニ候左様相成候テハ実ニ不相濟儀ニ付厚令顧慮穩ニ取扱ハ勿論僧侶共ニ至リ候テモ生業ノ道ヲ可失益国家之御用相立候様且神社中ニ有之候仏像仏具取除候分タリトモ一々取計向伺出御指図可受候若以来心得違致シ粗暴ノ振舞等有之ハ屹度曲事可被 仰付候事（以下略）

この布告では、慶応四年三月二八日に神仏分離令を出した事が書かれ、分離令を出した事により、昔から社人と僧侶（ここでは社僧のこと）は仲が悪い、氷炭（二つのものの性質が正反対で調和することがないたとえ。）の状態で今日に至っ

ている、分離令が出されると社人は分離の行使を政府のお墨付きを得たと思ひ、廃仏毀釈をおこなつた。これは、実は社人が今までの鬱憤を晴らす振舞である。この様な行為は、御政道の妨げになるのみならず、世の中が乱れもめるようになる。この様になつては申し訳ない。この行為を心配している。

神仏分離の施行は穏やかに取扱う事。また、神社の中の仏像、仏具を取り除く際は一々伺いを出せと指示したのに社人が心得違ひをしている。粗暴の振舞いを行えば必ず処罰されるだろうと神仏分離令の実施を慎重にすべきとの令を出している。

慶応四年三月二八日の太政官布告は、神社内の仏具類を取り除けという趣旨であつたが、同時に寺院の廃止が行われていた地域もある。また、慶応四年閏四月一九日神祇事務局より諸国神職へ達で神職とその家族は神葬祭に改められた。

このように神仏分離令が出された結果、仏像、仏具類の焼却・打壊し・売却が行われ、その中には現在では国宝級のものも有つたと考えられる。また、廃寺も実施された伊勢山田の例を見ると知事が「川内神領地内は佛葬を禁止し、神葬祭にすべしとの令を出し、各寺共寺を維持することができぬようになつたので、即今廃寺を願ひ出て還俗する者は、身分は士族にし、その寺院に属する堂塔等の建造物及び什器は、悉

く皆その住僧の所持に帰する」⁽³⁾と述べている。

神社は、明治になり仏像及び仏具類を撤去された。その為江戸時代までは諸大名等からの祈祷料も入つていたがそれも入らなくなつた。明治維新になり神仏分離政策により財政的にも苦しくなつてきたのではないかと考えられる。

明治六年六月神官奉務規則第八に「一社所蔵ノ宝物什器及ヒ古文書類等之ヲ監護シテ散逸セシムヘカラス」と規定されている。⁽⁴⁾

以上の事により神社や寺院の宝物が散逸するのを危惧した政府が宝物調査の通達を出したと考えられる。

二 神官と教導職

一で述べたように明治初期は、神仏分離政策の通達が次々と出された時期であつた。明治五年三月一四日に教部省が国民教化のため、教導職制度を作つた。

調査書の神官の肩書になつていた教導職試補、少講義や権教導は教導職の職名である。この制度は、明治一七年まで続いた。

明治五年八月八日太政官第二二〇号により、神官すべてが教導職を兼任することになった。また、明治六年六月の神

官奉務規則第四に「神官ハ教導職ヲ兼任ス」となっているが、神官であれば、全員教導職に任命されたのか疑問がこの点である。⁽⁴⁾

ここに面白い通達がある、明治六年二月七日第三三三号教部省公布によれば、神官で教導職に付く者が少ない、よつて官国幣社長次官へ推薦するように、教導の任に堪える者また、教導職に付いても差し支えない者はそのつど精選して任命するとなっている。⁽⁵⁾

この通達を受けて、大分県の場合明治六年二月二三日西寒多神社宮司兼大講義物集高世・同権宮司兼権大講義清原宣道の名で、県社以下祠官掌の人選は雛形の具状で推薦するとなつている。⁽⁶⁾

その後、明治九年三月三日教部省達で教導職試補以上でない者を祠官掌に申し付けた場合は、直ちに本人より教導職に就くよう部管長へ申し出る事となつた。⁽⁷⁾

これを受け、大分県も明治九年五月五日庶第五〇号で同趣旨の達を出している。⁽⁸⁾

以上が教導職と神官の關係の通達であるが、明治四年七月四日太政官第三二二一号の郷社定則を見ると、郷社の社職は祠官、村社の社職は祠掌となつている。⁽⁹⁾

この通達を見ると、明治五年八月太政官第二二〇号の通達時の神官は、何処かの神社を受け持っていたはずであり、その神社にはすでに社格が決定されており、当然、神官の格（祠官か祠掌）も決定されていたと考えられる。

神官の給料は明治五年二月二五日、太政官第五八号により「官社以下神官給料」が制定され、官国幣社および府県社の神官の給与は国からの支給となつた。しかし郷村社については、「郷村社ノ儀ハ官幣国幣府県社ト違ヒ民費ヲ以課出ノ規則ニ候条」とある。この通達で神官の給料は、一五等府県社祠官五両、等外二等府県社祠掌三両二分、等外一等郷社祠官四両、等外三等郷社祠掌三両と定められた。⁽¹⁰⁾その後、明治六年太政官第六七号で郷村社の神官の給料は民費課からの支出を廃止された。⁽¹¹⁾明治六年太政官第二七七号で府県社の神官の給料は、国からの支出を廃止され郷社と同様に人民の信仰に任せるとなつた。⁽¹²⁾大分県は明治六年一月一日、「甲第四号祠官祠掌月給廃止ノ布達」で民費課からの支出を廃止し人民の信仰帰依に任せられた為、郷村社の運営は厳しい上、神官の生活も経済的に苦しくなつた。

次のような奉建言之記を県に提出し窮状を訴えている。⁽¹⁴⁾

奉建言之記

郷村社二祠官祠掌ヲ置ハ一小区戸数僅三四百ニシテ二三ノ神官アリ戸数僅ノ小区へ数名ノ神官在テハ実ニ其報給ヲ以テ一己ノ食トスルニ足ラサルノミ歟一ノ祭服ヲ製スルモ亦難イ如此信仰ノ薄キ報給ノ鮮キモ必意短才加之不勉勵ヨリ出ル處ト雖モ其情実ニ至テハ彼枝ヲ折ノ類ニ非スシテ泰山を挾テ北海ヲ越ルノ類タリ□燧然ト云ハサルヘケンヤ仰亦教導ヲ布カント欲スレハ神官拜命後三四歳ヲ経ルト雖モ未教導職試補ニモ拜命セサル微力薄識魯鈍ノ神官ノミ吾輩則其耆人タリ然シテ前件ノ困難重疊セハ遂ニ方向ヲ他ニ転スルニ至ラム如此ノ景況ニテハ漸ク神官ノ種子蓋シ盡ントスル故ニ先戸数凡六七百戸ニ一員ノ神官卜定額セハ其報給ヲ以テ未タ妻子ヲ養ウニ足ラスト雖モ一己其職ニ従事スル事ヲ得ヘシ果シテ然ラハ其實功又擧ルヘキ歟夫ノ神祭数名ヲ要スヘキ時ハ隣各区神官ト戮力協心シテ其各区□神官ハ其隣各区ヲ恰モ受持区ノ如クニ協力ノ義務ヲ盡シテ最寄□教場或ハ会議所ヲ設ケ取締等ヲ置勤惰ヲ責ルノ法ヲ嚴ニシ専ラ其職ヲ奮勉奨励サセナハ神事教導ヲ振起スルノ基礎是ニ於テ立ヘキ歟縱令俊才英知ノ人ヲ擢用サレンモ此外ヲ出サルヘシト思ヘリ右ハ追日区畫ノ御変革モ可被仰出哉リ并

蛙ノ管見ヲ謹述ス乞フ願クハ上裁有ラン事ヲ誠惶誠恐頓首

九拜

第五大区十二小区

健男霜凝日子麓社祠官

明治十年二月十三日

阿南 猛 ㊦

大分県権令香川真一殿

戸第七百十号

書面之趣者他日之参考ニ供可候事

明治十年二月十九日 香川権令

また、明治一〇年一月九日二大区神道事務支局詰杉原勝定から大分県下神道事務分局宛に「神官報給歎願御取計願」が出され、最早無給にて三・四カ年間も奉職罷在難渋仕候とある。⁽¹⁵⁾

前後するがこういうことから報給の少ない神官が無報酬の教導職に任命されても忙しいだけである。これらのことから教導職を希望しなかったと思われ、その結果、明治六年第三三号教部省の通達が出されたのではないかと考えられる。

それでも教導職に就こうとする神官が少なかったため、明治九年三月三〇日の通達のように教導職に任命されない者は、郷社や村社の祠官掌に推薦しないという半ば強制して教

導職に就かせたのではないかと考えられる。

明治五年三月一日神祇省を廃止して教部省を設置し、四月二日従前の宣教使を廃して、教導職を設け、その等級を一四等級とした。教導職一四級のうち省が直接任命するのは六級以上で、七級以下は各管長推薦であった。教導職は全て無俸給で、官吏待遇が与えられていたにすぎない。(明治官制辞典)

明治史要附録概表明治七年二月からの官制の教導職を見ると、大教正は勅任二等、権大教正は勅任三等で以下権訓導(教導職一四級試補)は判任二五等に準じている。一方府県社の祠官は判任一五等、郷社の祠官は等外一等、府県社の祠掌は等外二等、郷社の祠掌は等外三等となっている。⁽¹⁶⁾教導職は無俸給で官吏待遇が与えられているだけだが、神官は一時俸給が支給されていた。それも、明治一二年一月一日太政官第四五号「府県社以下祠官祠掌ノ等級ヲ廢シ身分取扱ハ一寺住職同様タルヘシ此旨相達候事」となり祠官掌も官吏から外された。⁽¹⁷⁾

三 神官と撰拳願

明治一三年の豊前豊後国神社宝物古器古文書取調は、明治

一二年に県に提出された目録を取りまとめたものである。この目録に記載されている神官の肩書が旧祠官掌となっているのは、明治四年太政官第三二一号により神官としての格が与えられたものであり、その後、明治九年教部省通達以降、教導職に任命されても新たに祠官掌になるためには祠官掌撰拳願を出して任命されなければならなかった。次の統計表を見ると明治一二年だけ神官数が少ない。⁽¹⁸⁾

明治一一年大分県統計表(県郷村社のみ、以下同じ)

神官

祠官 七六人

祠掌 三三九人

計 四一五人

教導職

教正 二人

講義 三三人

訓導 七三人

試補 二六一人

計 三六九人

明治一二年大分県統計表

神官

明治一四年大分県統計表

神官

神官 六五人

祠掌 三六四人

計 四二九人

教導職

教導 二人

講義 五三人

訓導 八〇人

試補 二七九人

計 四一四人

明治一三年大分県統計表

神官

神官 七〇人

祠掌 三四四人

計 四一四人

教導職

教導 二人

講義 四一人

訓導 八一人

試補 三〇五人

計 四二九人

ここに三通の祠官掌撰挙願が有る。一通は明治一三年豊前豊後国神社宝物古器古文書取調の中の速見郡平道村の八坂神社の項で神官の肩書が旧祠掌教導職試補となっている土屋範二が、投票によって一〇社の祠掌に撰挙されたので村社祠掌撰挙状を提出した控えである。これを見ると教導職と記載されているのですでに教導職に任命されていたことが分かる。(明治一二年五月三一日付)⁽¹⁹⁾二通目は、同取調の朝見神社の項で神官の肩書が旧祠掌試補となっている神守男は、神官として教導職試補に任命されているが⁽²⁰⁾、新たに村社八幡朝

見神社外五社の祠掌に就任するため、県から許可されるよう祠掌撰挙願を提出している事が分かる。(明治一三年三月三一日付)⁽²¹⁾

三通目は、一通目と同じ土屋範二が郷社八幡竈門神社の祠官に就任する為の撰挙願である。この撰挙願に教導職と記載されておりすでに教導職に任命されている神官であることが分かる。(明治一三年三月付)⁽²²⁾

これらの撰挙状は、明治一二年三月二日「庶布式貳号祠官掌撰挙方布達」により今まで県郷村社の祠官掌に任命されていた神官の格が廃止となり、新たに県郷村社の祠官掌に就任するためには、県郷村社祠官掌撰挙方規則に則り撰挙状を提出し任命されなければならなかった。⁽²³⁾

大分県統計表と上記三通の祠官掌撰挙願から考えると、明治一一年の神官数は祠官掌を合せて四一人であるが、明治一二年の神官数は祠官掌を合せて一三六人と三分の一に減っている。一方教導職は逆に約一四名増えているこれは明治九年教部省通達による影響があつたものと考えられる。しかし、まだ神官の数と教導職の数を比較してみると神官の数が多いことが分かる。

明治一一年以前に各神社の祠官掌に任命されていた神官

は、明治一二年再度撰挙状を神道事務分局を通じ県に提出し任命されなければならなかった。⁽²⁴⁾そのため、明治一二年の神官数は任命された祠官掌がまだ少なかったのではないかと考えられる。明治一三年を見ると神官数は明治一一年とほぼ同数で教導職が約五〇人増加している。これを見ると明治九年教部省通達による効果が有つたことが分かる。

以上により、明治一三年の豊前豊後国神社宝物古器古文書取調の神官の肩書が旧祠官掌となつているのはまだ再任されていない神官であることが分かる。

四 県郷村社の神官配置

明治四年七月の郷社則定に郷社には祠官を村社には祠掌を配置するとなつている。大分県の神官の配置状況は、大分県統計表で見る事が出来る。

大分県統計表で、神社数と神官数を見てみると以下の通りである。⁽²⁵⁾

| 明治一一年 | 社数 | 祠官 | 祠掌 |
|-------|-----|----|----|
| 郷社 | 一一〇 | 六二 | 五三 |
| 県社 | 七 | 六 | 一三 |

| | | | |
|----|-------|----|-----|
| 村社 | 一、七六八 | 七 | 二七三 |
| 合計 | 一、八九五 | 七五 | 三三九 |

明治一二年

| | | | |
|----|-------|----|-----|
| 県社 | 九 | 四 | 〇 |
| 郷社 | 一二〇 | 九 | 〇 |
| 村社 | 一、七二六 | 〇 | 一二三 |
| 合計 | 一、八五五 | 一三 | 一二三 |

明治一三年

| | | | |
|----|-------|----|-----|
| 県社 | 一一 | 九 | 一一 |
| 郷社 | 一一三 | 五九 | 一一三 |
| 村社 | 一、六六七 | 二 | 三二〇 |
| 合計 | 一、七九一 | 七〇 | 三四四 |

明治一四年

| | | | |
|----|-------|----|-----|
| 県社 | 一一 | 八 | 一一 |
| 郷社 | 一一六 | 五五 | 二九 |
| 村社 | 一、六八三 | 二 | 三三二 |
| 合計 | 一、八一〇 | 六五 | 三六三 |

大分県では、県郷村社の格付けをする一方、各神社に神官を配置する措置を取っていたと考えられるが、統計表を見る限り神社数と神官数との開きがありすぎる。明治一二年を見

ると、郷社の祠官の数が九人と少ないのは、神社が一二〇社有って九人の祠官しかいないのではなく実際には、明治一一年、明治一三年と同じ位の祠官がいたと思われる。それでは約五〇人の祠官はどうしていたかと考えると、明治一二年の祠官掌撰挙方布達により県からまだ祠官として任命されてなく、旧の資格（祠官）で神勤していたと考えられる。

明治一三年の豊前豊後国神社宝物古器古文書取調を見ると、一人の神官が数社の神官を兼ねているのが分かる。

大分県は明治六年一〇月四日に祠官祠掌の月給を官費からの支出を廃止し、月給に代わるものは人民の信仰帰依に任された。この通達を出した主旨は、住民が神社を崇拜し神社の運営等に目を向けさせようとした節がみえる。そのため、県も神官の経済的な面を考え郷社、村社の数と神官の数を合わせていかなかったのではないかと考えられる。そこで、県は人民の信仰の帰依と言ってもなかなか理解できなかったため、明治七年一月二三日付甲一一二号「敬神ノ道云々告諭文」を出しているので引用する。

「中世以降敬神ノ道廢レシヲ御維新以来古へ二復セラレ上ミハ官幣国幣社ヲ始メ下モ府県郷村社ヨリ産土神ニ至ル迄上下尊崇ノ道ヲ被為尽候ハ全ク無究ノ神恩ニ報ヒ

将来ノ幸福ヲ祈リ過害ヲ攘ヒテ人民ヲ安堵ノ域ニ置セ玉
ハントノ朝旨ナルヲ中ニハ心得違ノ者アリテ祭祀ノ名ヲ
假リ演劇舞蹈ヲ事トシ衣服飲食家業ノ怠リ等合セテ多少
ノ費アルヲハ少シモ厭フ心ナキハ祭儀ノ誠ヲ盡スヲ知ラ
サルニ似タリ随テ社殿修繕ヲ疎ニシ賽物ヲ納レス或ハ神
官ヲ蔑如シテ報本ノ道ヲモ措テ問ハサルニ至ル仰神化ノ
□妙ハ言語思量ノ能ク及フ處ニアラスシテ生トシ活ケル
者誰カ此神明ノ惠顧ヲ蒙ラサル者何レカ神明ノ化育ニ洩
ルモノアランヤ故ニ神徳ニ報ヒ其冥助ヲ請フハ則人ノ本
分ナリ故ニ朝廷ニハ推古ヨリ天神地祇ヲ祀ラセラレ御一
新ノ後官國幣社ノ名称ヲ置セラレ世ノ為ニ禍害ヲ攘ヒ人
民ノ為ニ洪福ヲ祈リ玉ヒ現世ノ政務届カセラレサル所ヲ
ハ神明ノ加護冥助ヲ請ヒ玉フ万民モ又鄉村ニ氏神産土神
等を勧請シ或ハ其国所ニ由緒勲功アル人ノ靈ヲヲモ祭り
テ災難を攘ヒ幸福ヲ祈リ之ヲ禱リ之ヲ祀ル必ス神官ニ就
テ神明ニ上告スルハ世人ノ皆知ル處ニシテ譬ヘハ現世ノ
政務上ニ関スル事ハ人民必ス其廳ノ官員或ハ其区戸長ニ
就テ其情願ヲ政府ニ上達スルト同一理ニシテ朝廷政府ヲ
設ケ官省使府県ヲ立テ夥多ノ官員役人ヲ置テ人民保護ノ
至仁ヲ施シ玉ヘハ万民之ニ貢租ヲ納メテ具恩遇ニ報ヒ奉

ル又□冥ノ神府ハ我レ人ノ眼ニ見ル能ハスト雖モ神明其
事々ヲ持分ケサセ人民化育ノ冥護ヲ垂レ玉ヘハ万民又此
恩頼ニ酬ユルニ誠敬ノ道ヲ盡シ社殿ノ造営修繕ヨリ祭祀
ノ費用賽物ヲ納ルモ亦同一理ナリ然レハ我カ災難ヲ禳ヒ
幸福ヲ乞フ事ヲ依頼スル神官ニモ又宜具報謝ノ禮ヲカル
ヘカラス故ニ区戸長区内一般ニ此意ヲ説諭シ至誠ノ道ヲ
尽シテ神社ノ修繕營造ヨリ祭祀ノ費用又神官ヘノ俸給等
粗略ノ筋無之様能々協議セシメ各小区ニ於イテ適宜ノ方
法見込ヲ立書面ヲ以テ可伺出此旨告諭ニ及候事」

この告諭で人民の信仰の帰依を説明し神官の給料や神社の
修理費を地区民が持つという事を知らしめている。⁽²⁶⁾ この
時期、県郷村社の神官の給料的なものは夫々配置された神社
の氏子からの穀物等であった。この穀物等の配分についての
苦情が県に寄せられている。明治九年一月一日付「庶番
外拾貳神官俸給等云々達」で、本年当庁庶番外七で祠官祠掌
の俸給分与目安の通達をだしたが苦情があるので再度分与の
目安を事例を挙げて説明している。その内容は、「一祠官六
分祠掌四分」「一甲乙両区郷社兼務の祠官は各小区より五分
ずつ其祠掌は五分」「一甲区郷社祠官にて乙区の祠掌を兼務
するものは甲区より五分乙区より三分甲区より甲区の祠掌は

五分乙区の祠官は七分^{二〇}例を示し詳しく説明している。この事例を見ると神官の俸給の配分の難しさが分かる。一地区一神社で解決することが難しく県に伺いを出し指示を仰いでいる理由が分かる。しかし、配分は難しいが祠官祠掌が協議の上適宜分配してもよいとなつている。このことは、県は自分達で解決せよとのことではなからうか。⁽²⁷⁾

おわりに

新編明治維新神仏分離資料を読むと廃仏毀釈の凄まじさを感じる。明治政府は、神職による積年の鬱憤が爆発し仏教臭いものをぶち壊すという暴力的行為に随分頭を痛めたことと思ふ。慶応四年四月太政官第二二六号の通達を出し、神仏分離令の取扱を慎重にすべきとの令を出したが、その後も廃仏毀釈が行われている。明治政府は、歴史的古器旧物が多く失われることを憂い古器旧物保存方で保護しようとしたのである。

明治政府は、神職に関する通達を多数出している。慶応四年三月太政官布告で神祇官再興を打ち出している。この布告で神職は、神祇官の附属になつた。

明治五年三月に教部省が国民教化のために教導職制度を

作つた。明治五年八月教部省第二二〇号公布により、神官すべてが教導職を兼任するとなつたが、政府としては、神職は神祇官の附属であるから全員が教導職に就任すると安易に考えていたと考えられる。しかし、郷村社の神官の生活は苦しく、無給の教導職に率先して就く者が少なかった。また、教導職に任じられるには能力試験が行われるが、奉建言之記に書かれているように薄識魯鈍の神官も居た。それでも意欲の有る神官や国学を修め政府に協力(同調)しようという神官は積極的に教導職に就いて県から認められた。

明治四年の郷社則定で郷社には祠官を村社には祠掌を置く^{と定められたが、どのようにして祠官掌に任命されたか経緯が分からない。}郷社則定を読むと「村社ノ氏子ハ従前ノ通り社職モ又従前ノ通ニテ是ヲ祠掌トス總テ郷社ニ付ス」と有り、慶応四年三月一七日神祇事務局達で社僧は還俗し神勤するようになった。それから郷社則定が施行されるまでの間は、ただ神官・神主であつたが施行後の呼名が祠掌となつたと考えられる。

明治六年四月一二日に管内新旧神官へ達シ

管内大小ノ神社祠官祠掌ヲ除クノ外神事掛リ等申付置候者共詮議ノ次第モ有之悉皆差免候尤未タ何等ノ処分モ

無之旧来ノ儘奉仕致シ居候旧神官ノ者以来神事關係ニ不
及候就テハ従前引受ノ神社神具并附属ノ書類等巨細目錄
ヲ以テ追テ新任ノ神官ヘ引継可申事(以下略)

明治六年四月二二日付で村社祠掌に任命された土屋内彦の
辞令が有るが何処の村社の祠掌になったか不明である。⁽²⁸⁾今
後、この辞令と「管内新旧神官へ達シ」とどのような関係が
あるか調査してみたい。明治一二年「祠官掌撰挙方布達」に
より今まで県郷村社の祠官掌に任命されていた神官の格が廃
止になり、新たに祠官掌になるには、氏子による撰挙で選ば
れた神官を区戸長の奥印を押した撰挙状を県に提出して任命
される仕組みになっている。非常に民主的に神官を選んでい
る事が分かった。⁽²⁹⁾

明治四年の郷社則定によれば郷社には祠官を村社には祠掌
を配置するとなつてゐる。しかし、神社数と祠官数が合わな
いのは当然である。県郷村社の祠官掌の給料が官費からの支
出が廃止され人民の信仰の帰依となつたため、複数の神社を
兼務し夫々の神社から給料を貰わなければ神官の生活が出来
なかつた。そのため、神社の数だけ神官はいなかつた。それ
と、明治五年神官給禄が定められた時、但し書きに「祠掌ノ
人員ハ精々減少致シ候様可取計事」とある為、県も村社の祠

掌を余り増やさなかつたと考えられる。

大分県に出されている祠官掌の報給に関する文書は、祠官
掌が神社を兼務しているため報給の分配方法についての苦情
が多く提出されている。

以上、神官の動きについて調査しながら感じたことは、明
治政府は、国民が神社を身近に感じるように仕向けこれを利
用して、国民の意思を統一しようとしたことが伺われる。

注

(1) 県治概略二四(巻)

(2) 慶応四年四月二一日太政官第二二六号

(3) 「新編明治維新神仏分離資料」第一巻総説編七〇ペー

ジ

(4) 明治五年八月八日太政官第二二〇号

(5) 大分県立公文書館蔵「西寒多神社諸達明治八〇九年」

(6) 「西寒多神社諸達明治八〇九年」

(7) 布告大分県編

(8) 布告大分県編・県治概略一二巻

(9) 「神社編纂明治一三年六月〇一二月その一」一一〇

ページ

- (10) 明治五年二月二五日太政官第五八号
 (11) 明治六年二月二二日太政官第六七号
 (12) 明治六年七月二二日太政官第二七七号
 (13) 県治概略Ⅰ 二二九ページ
 (14) 「神社一件明治一〇年その一」 五九ページ
 (15) 「神社一件明治一〇年その二」 四八四ページ
 (16) 明治五年二月二五日太政官第五七号
 (17) 明治一二年一月二一日太政官第四五号
 (18) 大分県統計表明治一二年〜一四年
 (19) 明治一二年五月三二日祠堂投票口記(個人)
 (20) 「西寒多神社諸達明治八年〜九年」
 (21) 「浜脇町神社明帳・別府村祠堂撰拳願」
 (22) 祠堂撰拳願(個人)
 (23) 県治概略二三卷
 (24) 県治概略二〇卷・二二卷
 (25) (19)大分県統計表明治一二年〜一四年
 (26) 県治概略六卷
 (27) 県治概略一四卷
 (28) 村社祠堂の辞令(個人)
 (29) 県治概略 七六ページ

参考図書

- 神仏分離の地方的展開 村田安穂著
 明治国家と宗教 山口輝臣著
 明治維新と宗教 羽賀祥二著
 大分県史 近代編一
 明治官制辞典 朝倉治彦編
 神々の明治維新 安丸良夫著
 新編明治維新神仏分離資料(第一巻総説編 第一〇巻九州・
 沖繩編)
 大分県地方史第一五六号(大分県における氏子調の展開と
 地域社会)
 大分県地方史第一七二号(大分県中教院の成立と国民教化
 運動の展開)
 大分県地方史二冊共 長野 浩典氏の論文
 (本稿作成にあたり、博物館大学の天津主任研究員、桜井主
 任学芸員、平川学芸員各氏の援助をいただいた。また、大分
 県立公文書館の職員の方々の協力をいただいた。記して感謝
 の意を表します。)